

いじめ防止委員会設置要項

1. 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「川口小学校いじめ防止に係る基本針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

2. 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

主幹教諭・養護教諭・生徒指導主事を委員とし、SC・SCPを助言者とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家、その他関係者を本委員会に加えることができる。

3. 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

4. 会議

校長は、この「いじめ防止委員会」を主宰し、会議を招集する。

5. 「いじめ防止委員会」の役割

- (1) 「いじめ防止に係る基本方針」に基づく取組みの実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。また、年間計画について検証し、修正する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (3) いじめの疑いがある情報やいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部を中心に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (4) いじめの疑いがある情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに事実確認を行い、支援の方法や指導計画等の指導方針を明確にする。さらに、保護者との連携を丁寧に誠意をもって行うよう、その対応を統括する。
- (5) 重大事態が発生した場合は、委員会を中心とするプロジェクトチームを編成する。
- (6) 重大事態が発生した場合は、福山市教育委員会の指導・支援のもと、いじめられた児童を守ることを最優先に対応や調査等を迅速に行う
- (7) その他、いじめ防止対策等に係る組織的な取組みを行う。

5. その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。